

## 子どもにやさしいまちづくりと子ども条例について考える

荒牧重人 (山梨学院大学法科大学院)

### はじめに

・「被災地」において、「復興の過程」で、「子どもにやさしいまち」を醸成する、そのための基本的な枠組みとしての条例を策定する意味と意義、そして考え方や進め方を検討するにあたって

### 1 子どもにやさしいまちづくりの意味と内容

#### 1 子ども支援と「子どもにやさしいまち」づくり

⇒子どもがダメ、親・家庭がダメ、学校・教職員がダメ、地域がダメというような視点と対応を越えて、子どもが共に（と共に）育つ人間関係、環境→まちづくりへ

①「子どもにやさしいまち」とは、ユニセフによれば、子どもの権利条約を実現するまち。

②基本的な考え方は、子ども（児童）の権利条約の4つの一般原則

＝差別の禁止（2条）、子どもの最善の利益（3条）、  
生命・生存・発達の権利（6条）、子どもの意見の尊重（12条）

③鍵となる要素（順不同）

・子どもの意見の尊重と子どもの参加（以下のすべての要素を貫徹するもの）

⇒子どもの声（思い）に耳を傾ける。子どもをもっと「あて」にして、ともにつくりあげる。

・子どもの権利を促進する法的な枠組み

＝子どもの権利を尊重する条例の制定・実施

・子どもの権利のための包括的な政策・行動計画

＝「子ども計画」の策定・実施のなかでも子どもの権利の実現

・子どもの権利のための行政体制・調整の仕組み

＝保健・福祉・教育・青少年対策という「縦割り」「世代割り」的行政の弊害の克服

・子どものための特別予算

＝子どもの育ち・子育てにふさわしい予算措置

・子どもの置かれた状況の収集・分析

＝子どもたちの「現実」（数値だけではない子どもの現実）をしっかりと把握し、行政機関・関係施設・まち全体で共有する。（定期的な自治体「子ども白書」の発行）

・子ども影響評価

＝子どもに影響を与える可能性のある施策等について事前および事後の影響評価

・子どものための独立した権利救済・擁護活動

＝子どものBOSを受けとめ、効果的な救済・回復へ  
公的な第三者機関による相談・救済制度の構築

・子どもの権利の周知

＝子どもが本来持っている権利を子どもに伝える。

⇒このような「子どもにやさしいまちづくり」の考え方を「復興過程」に活かしていく意味と意義

＝主体・当事者である子ども、子どもが共に（と共に）育つ人間関係、子ども参加、

環境の醸成としての子ども施策・取り組みの統合・継続・重層性、国際社会との連携など

## 2 子どもにやさしいまちづくりと国連・子ども（児童）の権利条約

### (1) 子どもの権利条約の「法的地位」

＝日本国憲法よりは下位にあるが、法律よりは上位の規範

- ＝条約に反する法律や行政は変えなければならない、国会は条約が求める立法を制定する、行政は条約を実施する義務を負う、裁判所は条約を裁判規範として援用しなければならない、
- ＝子どもに関連する法令は、条約と「適合的に」解釈・運用されなければならない、

### (2) 条約を理解する上でとくに大切なこと

＝権利の主体としての子ども：

これまでの子どもを専ら保護の対象としてきた考え方を転換し、子どもを独立した人格と尊厳を持つ権利の主体としている。「子どもだから」「心身ともに発達途上にある」として子どもの市民権的権利等を制限することは、かえって子どもの成長や自立を妨げると考えている。また、条約は、子どもをおとなと同じように取り扱うことを求めているのではなく、子ども期にふさわしい、より丁寧な権利保障を要請している。

＝生まれる環境を選べない子どもが一人の人間として成長していくために必要な権利を含む、

＝総合的で（医療・健康・福祉・教育・文化・労働・社会環境・少年司法等）、

＝継続的で（生まれてから18歳まで）、

＝直轄的な（家庭・学校・施設等に対する支援）権利保障

＝条約の一般原則が条約全体の解釈・運用の基本

＝権利保障の前提としての差別の禁止（2条）

＝キー概念としての子どもの最善の利益（3条）

＝生命・生存・発達の権利が出発点（6条）

＝子どもの意見の尊重（12条）

＝条約上の権利としての子どもの参加の権利

＊条約の運用にあたっては、「日本」の子ども、日本社会に生きる多様な文化的背景・国籍を持つ子ども、海外の子ども、いずれの視点も大切である、

＊条約は理想を定めているのではなく、現実の子どもの問題を権利の視点で解決していこうとしている、

条約は開発途上国向けという認識は制度違犯、規定内容、実質の運用からしても誤りである、

### 【条約の主な内容（〔 〕内の数字は条文】

#### <一般原則>

- ・差別の禁止（2）
- ・子どもの最善の利益（3）
- ・生命への権利、生存・発達確保（6）
- ・子どもの意見の尊重（12）

#### <親による養育、家族形成・国籍維持にかかわる権利>

- ・親を知らぬにより養育される権利（7）
- ・未婚・国籍を得る権利（7）
- ・家族関係を含むアイデンティティの保全（8）
- ・親からの分離禁止（9）、家族再会（10）
- ・国境を越える移住・不返還の禁止（11）
- ・親の第一次的養育責任に対する援助（13）
- ・家族関係を断られた子どものケア（20）

- 養子縁組 (21)
- ・親による虐待・放任・非行からの保護 (19)
- <生存に主に依存する権利>
- ・健康・医療への権利 (24)
- ・医療施設等に措置された子どもの定期的審査 (25)
- ・社会保障への権利 (26)
- ・生活水準への権利 (27)
- <成長・発達に主に依存する権利>
- ・教育への権利 (28・29)
- ・休息・余暇、遊び、文化的・芸術的生活への参加 (34)
- <特別な状況下での、または生存・発達を阻害する状況からの保護に依存する権利>
- ・難民の子どもの保護・援助 (32)
- ・障がいのある子どもの権利 (23)
- ・少数者・先住民の子どもの権利 (30)
- ・経済的搾取・労働力集からの保護 (31)
- ・麻薬・向精神薬からの保護 (33)
- ・性的搾取・虐待からの保護 (34) →選択議定書 (2000年採択、06年日本批准)
- ・買売・売買・取引の防止 (35)
- ・あらゆる形態の搾取からの保護 (36)
- ・武力紛争における子どもの保護 (38) →選択議定書 (2000年採択、04年日本批准)
- ・犠牲になった子どもの心身の回復と社会復帰 (39)
- <市民的権利>
- ・表現・情報への自由 (13)
- ・思想・良心・宗教への自由 (14)
- ・結社・集会の自由 (15)
- ・プライバシー・通信・名誉の保護 (16)
- ・適切な情報へのアクセス (17)
- ・拷問・死刑の禁止、自由を奪われた子どもの適切な処置 (20)
- ・少年司法手続 (40)

- (30) 3つの選択議定書（「独立した」条約）→この輪体が子どもの権利条約の体系→
- ・武力紛争における子どもの関与に関する選択議定書 (2000年批准)
  - 条約 38条 (武力紛争における子どもの保護) および 39条の規定を進展させ、具体化するもの
  - ・子どもの売買、買春、子どもポルノに関する選択議定書 (2000年批准)
  - 条約 34条 (性的搾取・虐待からの保護)、35条 (買売・売買・取引の防止)、39条 (犠牲になつた子どもの心身の回復と社会復帰) などを具体化するもの
  - ・第3選択議定書→通報制度の導入 (日本は未署名、未批准)
  - 国際法の主体は原則として国、通報制度は、国内救済手段を尽くしたけれども権利回復できなかった (日本であれば、裁判で救済の機会など) 個人・集団が条約の設置する委員会に訴えて、救済・権利回復してもらう制度
  - 自由権限的、社会権限的、女性差別撤廃条約、障がいのある人の権利条約等の主要な人権条約で導入。しかし、日本は、とくに可法制度との関係で (裁判で確定している事例を委員会が「覆す」) ことになり、可法権の確立を優先) この制度に加入していない (ただし、民主党政権下で批准の意思を表明)。しかし、この制度は、判決を覆すわけではなく、条約に照らして審査した結果、条約違反があれば、政府に対し、その権利救済・回復を求める制度。



## 【参考】なぜ、子どもの権利なのか

### (1) 子どもの権利はもともと子どもの現実から出発

- ・国際的な子どもの権利の取り組みは、子どもを戦争・紛争の犠牲者にならないという決意と取り組みから始まった。子どもの権利と平和とは密接な関係。

→1904年国際連盟「子どもの権利宣言」

＝「人間は子どもに最善のものを与える義務を負う。」

- ・日本では、「貧困」に対する取り組みを中心に始まった。

→例えば、賀川豊彦：「子供の権利」(1924(大正13)年の講演で発表)

①子供は食う権利がある。②子供は遊ぶ権利がある。③子供は寝る権利がある。④子供には叱られる権利がある。⑤子供は親に夫婦喧嘩を止めてもらう権利がある。⑥子供は謝罪を要求する権利がある。

：「子供の権利」(雑誌『児童保護』1927(昭和2)年で発表)。

①生きる権利 ②遊ぶ権利 ③寝る権利 ④遊ぶ権利 ⑤指導して貰う権利

⑥教育を受ける権利 ⑦虐待されない権利 ⑧親を選べる権利 ⑨人格としての待遇を受ける権利

### (2) 子どものとらえ方と子どもの権利

- ・子どもは一人の人間＝独立した人格と尊厳を持つ、かけがえのない存在

- ・子どもは子ども＝子どもは成長発達していく存在、おとなを乗り越える存在

→子どもは一人ではおとなになれない、親・おとなの支援が必要である。

- ・子どもは家庭・園・学校・社会の構成員＝パートナーとしての存在

→子どものトータルなとらえ方が必要

- ・子どもは単なる保護や救済の対象ではなく、問題解決の主体

→しつけ・教育・指導の単なる対象から自ら選びながら成長していく主体として支援へ

- ・権利は獲得するもの、権限は行使するもの

→だからこそ権利はプロセスが大事である。

### (3) 子どもの権利がもたらすもの

- ・子どもの権利は自己肯定感を向上させ、子どもの成長、自己実現に不可欠なものである。

- ・子どもの権利はおとなの子どもに対する見方・接し方を使い直す。

- ・子どもの権利は子ども同士、子どもとおとな、親・保護者と保育士園・学校教職員等との関係を変え、良い関係をもたらす。

→権利の相互尊重、真の意味の規範意識の向上

→親・教師・おとなの権力や権威を振りかざすのではなく、子どもとの関係をつくり直していく。

- ・子どもの権利は子どもがおかれている状況を変革する。

### (4) 子どもの権利をめぐる「主張」されることとその側面

- ・子どもの権利を言う時、子どもはますますわがままになる、甘やかしにつながる。

→言うことを聞かない、しつけ・教育ができない、園・学校・社会の秩序が保てない。

→わがままとは具体的にどんなことか？子どもの権利とどう関係しているか？

→子どもの権利を傷ついたり蔑ろにしたりするしつけや教育があってもよいのか？

→子どもをめぐる否定的な現実を子どもの権利に責任転嫁している。

→子どもに子どもの権利を伝えていない、子どもは子どもの権利を充分に知らない。

- ・子どもの権利も大切だが、義務も、責任も大切。義務や責任を果たしてから権利を！

- 義務を果たさない、責任がとれない・とらない、規範意識が乏しい、……
- 子どもの義務あるいは責任とは具体的にどのようなことか？
- 人間の権利（人権）における権利-義務関係について誤解・曲解をしていないか？
- 法と道徳（徳目）を混同していないか？
- 子どもの権利に対応する義務は、国・自治体、保育士・教職員、親等が負う。
- 他者の権利の尊重は、義務にとらえるのではなく権利の行使に内在的なものである。
- ・子どもの権利は虐待等を受けている子どもや開発途上国の子どもらには必要である。
- 子どもの権利の量的な限定
- 子どもの権利条約や日本国憲法に合致したとらえ方ではない。
- ・子どもの権利も大切だが、おとな・教職員の権利も保障してほしい。
- 子どもの権利とそれを保障する者の権利を対立的にとらえたら、両者の権利保障がすまない。
- 子どもの権利が保障されるためには親や教職員の権利保障が不可欠である。
- ・子どもの権利は「理想論」「建前」で、実際は難しい。
- 子どもの権利はそもそも子どもの現実から出現したものであり、「当たり前のこと」。
- 人権は「人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果」（憲法 97 条）であり、「不断の努力」によって保持しなければならぬもの（憲法 13 条）。
- ↓
- ・子どもの権利の基本おのの権利、そして、成長・発達する権利
- 子どもが本来持っている権利を、おとなの無理解や無関心で奪ってはならない。
- 感懐論ではなく、リアリティを持った議論、具体的な場面での議論が大切である。

## II 「子ども条例」の制定にむけて

### 1 「子ども条例」の制定状況

#### (1) 「子ども条例」の概観-条例の分類の仕方はいろいろ

##### ①子ども支援のための「総合的な」条例

- 子ども支援・子どもの権利の概念、自治体や子ども関係者の責務、子ども施策の推進、子ども参加や相談・救済等を含む。下線は救済制度を含む総合的な条例。
- 川崎市、北海道奈井川市、(付毛町)、多治見市、且良区、北海道宇来町、三重県名張市、富山県魚津市、岐阜市、豊島区、福岡県志賀町、石川県白山市、富山県射水市、豊田市、名古屋市、新潟県上越市、札幌市、福岡県筑前町、愛知県岩倉市、小金井市、道野市、石巻市、愛知県日進市、福岡県筑紫野市、北海道帯広市、愛知県幸田町、奥州市、石川県内灘町、福岡県田舎市、北海道北広島市、大阪府泉南市、長野県区（条例改正）、青森市、北海道士幌市、松本市、日光市

##### ②子ども施策推進のための原則等を定める条例

- 子どもの権利に普及しつつ、子育て支援が中心の条例も増加中-
- ・子ども憲法的な条例
- 高知県
- ・子ども施策の推進
- 茨城県、新庄村、調布市、池田市、越前市、尾崎市、茅野市、宝塚市、大東市、滝川市、福井市、市原市、龍川市
- 滋賀県、秋田県、大阪府、神奈川県、石川県、三重県等

★もっばら少子化対策・子育て支援

北海道、山梨市、日の出町、鹿沼市、秋田市、岐阜県、愛知県、京都市、  
流山市、山口県、東近江市、小野町、南丹市、みなかみ町、長崎県等

★「新健全育成型」の条例

金沢市、松山市、伊賀市、洗川市、秋田市、佐賀県市、岡山市、佐賀市、堺市、浜松市等  
京日野市の条例は、子どもの権利と青少年健全育成が未整理のまま存在。

②個別の課題に対応する条例

・救済制度を設置するための条例～川西市、(岐阜県稲穂町一廃止)、埼玉県、川崎市、

★「総合条例」のなかで公的第三者救済機関を設置

多治見市、日真区、名張市、豊島区、志免町、秋田県、豊田市、札幌市、  
筑前町、岩倉市、日進市、筑前野市、幸田町、宗像市、北広島市、甘田谷区、  
青森市、土別市、松本市

なお、藤井江町、茅渚町等は「救済委員会」、白山市は「子どもの権利相談室」。

・子どもの参加にかかわる条例～中野区、岡谷市、大和市、流山市

★自治基本条例のなかで子どもの意見・表明参加～大和市、奥州市、流山市等

・虐待防止等～武蔵野市、三重県、行田市、志免町、志免町、東大阪市、和歌山県、堺市等

・いじめ防止～小野市、可児市、大津市等

・学校災害～さいたま市等

★「防犯・安全条例」も制定されつつある～奈良県、荒川区、長崎市等

(2) 条例制定の過程

①条例制定のきっかけ

- ・首長の選挙公約、施政方針
- ・次世代育成支援等の子ども計画のなかで言及
- ・議員の質問、議員提出法案(例：市議会、奥州市)など

②条例文章の策定方法

- ・行政主導の審議会経由
- ・審議会主導
- ・行政内部の検討
- ・シンクタンク・NPOに委託し作成など

③制定過程における市民参加

- ・おとなによる市民参加
- ・子どもを含む市民参加  
→審議会への参加、独自の会議、ワークショップ等

④担当部署

- ・市長部局、企画部門
- ・児童福祉、子育て支援部門
- ・教育委員会(総務、生涯学習)など



## 2 「子ども条例」の制定にむけて—これまでの取り組みをもとにして—

→条例は実施が大事、いかに実施できる条例をつくるかが鍵

(1) なぜ、条例か？—憲章・宣言の制定、あるいは政策・計画でよいではないか？

・自治体の基本姿勢、施策・事業の根拠・方向性・推進

→子どもや市民にむけてのメッセージでもあるが、それだけであれば憲章・宣言でよい

→首長や担当職員が変わっても、子ども施策の基本として条例を実施しなければならない

・子ども自身が育ち成長していくための環境や条件の整備

子どもの育ちや成長にかかわる者（親、学校・施設の職員、住民等）への支援

・制度の根拠づけ

→子どもの教育、子どもの参加等の制度創設・構築の根拠、実効性の担保

・家庭・園・学校・施設・地域・NPOおよび行政などの連携を具体的にすすめる鍵

→「まもづくり」という視点の必要性と重要性

・国連・子どもの権利条約等のグローバルスタンダードが根拠・基準

→国際社会とつながる

※条例に対する過大評価も過小評価もせず、条例を活かすという視点と実施が大事

(2) 当該自治体の「現実」から出発して、自治体に即した内容

・子どもの現実や思い・願い、子ども施策の現状、園・学校等子ども施設あるいは市民・NPO による子どもにかかわる取り組みの成果をもとにした条例づくり

→子どもの現実や思い・願いをどう把握するか？

→アンケート等をとった場合、その結果を「反映」していなければ、子どもに届かない

・子ども施策の現状をどう評価するか？

→施策の効果や課題をふまえた条例の内容でないと（当該自治体の「力量」を超えすぎた内容であれば）、実現可能性が低くなる

・園・学校や施設、あるいは市民・NPO の取り組み・活動をどう把握し、成果をふまえるか？

→制定過程にどれだけの市民参加・子ども参加があるか？

→これらに、当該自治体の条例の特徴が出てくる、実効性の有無・高さが問われる

・当該自治体の子どもの状況がひどく、施策がダメだという対応よりも、子ども施策をより進展させ、子どもの状況をより改善するという姿勢を基本にする

・自治体の条例の「良いところ取り」では実施がうまくいかない

→理想の条例はない

(3) 条例制定に向けた体制

・子どもにかかわる関係者、市民の意見の反映と集約の仕方

→審議会の構成とありよう、学習会・集会の持ち方、パブリックコメントの効果的な実施と活用

・条例づくりおよび条例の実施における市民（子どもを含む）の参加と共同

→パートナーシップ型の連携

・条例制定のプロセスは、子ども関係の施策・行政を総合化するプロセス

→子どもにかかわるデータ・情報の共有化

→「総取り」「世代取り」を超えた庁内体制

(4) 条例の活用をも視野に入れた情報提供と広報

→条例制定や実施の過程で、子どもについて考えるきっかけを提供し、おとなと子どもの双方に意識改革

### 3 いま必要とされる「子ども条例」の内容

- ・例えば、子ども支援か、子育て支援か、その両方か……
- ・いかに防止対策条例等の個別的政策条例か、総合的な子ども支援の条例か……

#### (1) 子ども支援、まちづくりという視点と内容を持つこと

- ・子ども支援+子育て支援・子どもにかかわる人支援+そのためのしくみや条件の整備
- ユニセフの「子どもにやさしいまち」をふまえて子どもが共に育つまちづくり
- 家庭・園学校・施設・地域など子どもの生活の場での子ども支援と成長の関係づくり

※東日本大震災・原発事故からの復興における子ども支援

- 「被災地」ゆえの条例づくり

※これまでの条例づくりにおいて、子どもの安心・安全の確保という視点を含むものは多数あるが、災害等における子ども支援という視点をもった条例は、泉南市、松本市等を除けばほとんど見られない（両市の条例においても本格的なものではない）。

#### (2) 条例の構成と内容—総合的な条例の整合

- 条例で定めなければならないこと、条例で定めたいほうがより進展すること、条例で定めたい方がよいもの、条例で定めてはいけないことなどを意識する。
- おとなの視点から「道徳」や「心得」を盛り込むべきではない。

#### (3) 実施は大変であるが、子どもの現状からして「総合的な条例」が望ましい。

- ・子ども支援を総合的にとらえ、理念、制度・しくみ、施策などが（それぞれ不十分なところはある）相互に補完し合うような内容

→問題は、どこまで条文化するか、制度化するか？

→制定過程における調査や議論等の内容を効果的に反映できているか？

→条例の内容についての「合意」がどこまでとれるか？

→ただし、権利・人権にかかわる考え方や施策は「世論」「市民意識」によって「後退」させてはならないというのが国際社会の理解である。他方で、条例によって「決着」をつける（つく）問題でもない。

→実施にあたって財政的、物的、人的条件を整備しうるか？

#### (4) これまでの検討課題例～以下のすべてを検討し盛り込むべきということではない～

##### ①条例の内容

###### (a) 条例の目的・趣旨

→子ども支援の理念等について

→子どもの生活実態に即して子どもに届けること、子ども施策の策定・実施・評価の視点、子どもにかかわる活動の指針、広報・普及・教育の重点など、ポイントの置き方によって規定の仕方も変わってくる。

→子どもの「あるべき」論あるいはおとなの一方的な「思い」等に基づき規定するものでもない。

なお、権利と「義務」等の問題について意見の「対立」を条例で決着しようとしない。

###### (b) 条例実施の義務づけをどうするか？

→「総則」における義務づけの程度と対象

→行政、親・保護者、保健師・保育士、教職員、児童館等施設職員、住民、事業者等



→とくに親・家庭の責務・役割をどうするか？

親・家庭を「追い詰める」ような規定をしてはならない。

→広報、研修、学習等をどこまで義務づけるか？

- (c) 親・保護者、保母等・保育士、教職員、児童館等施設職員をはじめ家庭・保育園・学校・施設・地域などで子どもの成長・自立にかかわる人々に対する支援および条件整備をどこまで書き込むか？→子ども支援は子どもにかかわる人の支援、子育て支援と子育て支援の統合化

→すでに計画等に基づく施策が展開しているので、それらとの整合性に考慮しつつ、条例で規定する内容を確定する。

→虐待、いじめ、体罰、個人情報保護その他、子ども施策の重点項目をどこまで含めるか？

→子ども支援と（親育ち支援を含む）子育て支援とを総合的にどう連携させるか？

- (d) 子どもの相談・救済—社会のセーフティネット

→相談の充実にとどめるのか、救済制度（子どもオンブズパーソン）を創設するのか？

→子どもの権利侵害および救済の現状からすると、国連・子どもの権利委員会からの勧告にもあるように子ども固有の相談・救済制度が必要

→救済制度の創設にあたっては、既存の相談体制等の再編成も含めて財源と人の確保が重要になる（取組に「拡充」と「国産」を伴う）。

→権利侵害に対する予防としても、人および財源の確保は費用対効果に見合う。

→スクールソーシャルワークのような教職員・学校支援を盛り込むのか？

- (e) 子どもの参加

→理念にとどめるのか、具体的な制度・仕組みの設置するのか、設置を促すのか？

→子ども参加の現状からすると、具体的な制度・仕組みは、まちづくり全体、学校、子ども施設等において多様につくっていくことが重要。

→とくに学校における参加のしくみづくりは学校の主体性・自主性を尊重しつつ、子ども自身が活用できるものにする必要（実際には一番進まないところ）。

- (f) 子どもの居場所づくり

→理念やあり方の提示か、より具体的な場づくりか？

- (g) 子ども施策の推進と検証

→より実効的な行政組織体制に向けた規定をおくか？

→「推進（行進）計画」の策定を入れるのか？

→子どもに関わる多くの計画、とくに「次世代育成支援計画」「教育計画」との整合性や有機的な連携が必要。

→乳児、幼児、学校世代、青年をつなぐ施策のあり方・方向性をどう盛り込むか？等々

→施策・計画の策定・推進の委員会か、検証を含めた委員会か？

→検証のための委員会の設置をはじめ、検証の仕組みをつくることが大前提。

子どもに関わる多くの委員会との整合性や有機的な連携をどうするか？

→従来の（現行の）事業評価・政策評価（PDCA）を越えて、子どもの権利に関わる評価・検証の視点、基準・指標、方法をどうするか？

- (h) 障がい・民族・国籍・性その他差別や不利益を受けている子どもの権利保障

## ② 条例の名称

・「権利」を含めるのかどうか「入り口」の争点になる場合が多い。

・「シンプル」にするのか、それとも「特徴」のあるものにするのか？

当該自治体にふさわしい名称の工夫があって良い。

→いずれにしても、子どもや住民に「伝わる」ものにする。

#### ③条例の形式について

- ・ 整備にするのか、詳細に定めるかー規則等との関係？
- ・ 子どもが読めることをどこまで配慮するか？

#### ④条例の制定と実施

- ・ 条例の規定にそった制度設計をしてみた上で、再度規定を練り直す。

### 4 「子ども条例」の制定・実施に向けていくつか

#### (1) 子どもの相談・救済

ーいじめの問題を解決するためにも、いじめに特化した「いじめ防止対策条例」よりも子ども支援の総合的な条例の方が効果的である。

#### ①子ども固有の救済制度・居場所の必要性と緊急性

- ・ 子どもの立場から見えてくる子どもの現実、家庭や園・学校の状況等
  - ーここに、子どもの問題を子どもとともに「解決」する糸口がある。
- ・ 例えば、いじめ問題については、その要因は複雑であり、また「いじめ防止対策推進法」のように、いじめられる子どもといじめる子どもという単純な対立図式の下での対応では、問題解決にはならない。
- ・ 園・学校や地域社会のなかの子どもを救済する仕組みはどれだけ構築しているか？
  - ー虐待、いじめ、体罰、セクハラ等について、相談体制の整備など取り組みは進捗
  - しかし、子ども自身から見た場合はー子ども自身がどれだけアクセスしているか？
  - ↓
  - エンパワメントしているか？
- 子どもの現実から出発
- 安心して生きるための社会のセーフティネット

#### ②条例による子ども固有の制度として公的第三者機関（子どもオンブズワーカー）の必要性

- ・ 基本的な人間関係のなかで生じる子どもに対する権利侵害
  - 顕在化しにくい権利侵害の実態ー救済・回復の困難性
- ・ 問題解決・予防における「意味ある」第三者の存在と活動の必要性
- ・ 要綱設置ではなく、条例による設置ー独立性、権限、効果等
  - ー国連・子どもの権利委員会も設置を勧告している。

#### ③子どもオンブズ制度およびその運用

- ・ 子どもオンブズの独立性・第三者性の意味の明確化
  - ー「公的な第三者機関」「子どもに寄り添う」「子どもの立場にたつ」の意味
  - 「子どもの最善の利益」という視点で問題の解決にあたる。
- ・ 子どもオンブズワークの「確立」ー効果的な救済へ
  - ー相談、調査・報告等の活動における「調整機能」
  - 「対決」型「存続」型の対応を踏えて、
  - 子どもが立ち直り、成長していく関係づくりの調整
  - ー「問題解決」の主体としての子ども、子どもの意見表明・参加、自尊感情、エンパワメント
- ・ 個別の問題解決を積み重ねるなかで、その背景にある制度や施策について改善・予防の提言

#### ④子どもからのアクセスの保障

- 制度を「知る」、「理解する」、「使う」ことの間のハードルをどう越えるか？
- ・子どもが一人でも安心して SOS が出せる「雰囲気」と啓発
  - 相談先を「知る」「分かる」「活用する」のハードルを越えて
- ・子どもの「居場所」づくり
  - 安全で安心できる場所・人間関係のなかでこそ、SOS が出せるし、発見できる。
- ・フリーダイヤルカード、メール等の手だて
- ・「顔が見える」活動ー「出前」広報など
- ・子どものアクセス「基準」は権利侵害への罰則ではなく、「つらい」「苦しい」等

#### ⑤子どもオンブズ制度の効果的な運用

- ・公的な第三者機関についての理解の進展、とくに行政、教職員
- ・制度を支える条件整備、とくに人的整備
- ・子どもオンブズ制度が学校にとって持つ意味の共有
  - 「学校的」な解決のなかで、子どもオンブズによる解決についての理解の進展
- ・子ども救済のためのネットワークづくりの強化
  - それぞれの特徴と機能を活かしつつ、既存の子ども相談・救済機関・人との効果的な連携

#### ⑥子どもオンブズの存在がもたらす「安心感」と社会の支持

#### (2) 子どもの意見表明・参加

##### ①自治体における子どもの参加の取り組み

- ・子ども条例/子ども憲章の制定
  - (ex)川崎市、多治見市、豊田市、札幌市/町田市、高松市、白山市ほか
- ・子ども計画(次世代育成支援行動計画)の策定
  - (ex)国立市、西東京市、立川市、千葉市ほか
- ・子ども議会 (ex)宮城県、滋賀県、中野区など多数
  - 条例に基づく「子ども会議」の開催
    - (ex)川崎市、森井江町、多治見市、芽室町、名張市、魚津市、豊島区、志免町、白山市、豊田市、名古屋市、札幌市、幸田町など
- ・子ども関係施設の建設、運営
  - (ex)近江八幡市、杉並区、町田市、川崎市など相模原
- ・子どもの遊び場づくり
  - (ex)世田谷区ほか
- ・子どもの参加のサポーター養成
  - (ex)近江八幡市、滋賀県、川崎市など

##### ②学校における子どもの参加

- 例えば、北海道・札幌北小学校の取り組み

##### ③市民・NPOにおける子どもの参加

- 例えば、プレイパーク等の子どもの遊び場づくり、フリースクールづくり「ミニ・ミュンヘン」(子どものまち)など



#### ④子どもの意見表明・参加とその支援

##### ＊方法としての参加を越えて

- ・おとなの姿勢や条件が整えば与えられることではなく、子どもの権利として保障される。
- ・とくに決定過程に関わることのできる制度・しくみ
  - 「形式」から内容の反映へ
  - 制度・仕組みは「願」のなかからつくりだすものではなく、参加の取り組みの「成果」をもとに制度・しくみづくりが必要である。制度ありきでもない。
- ・子どもへの情報提供と情報へのアクセス保障、おとな側の説明責任

##### ＊子ども参加への支援—おとなが勝手にレールを敷かない—

- ・時間など参加のための条件整備
- ・子どもが安心して意見表明・参加ができる関係づくりや環境づくり
  - サポーター・ファシリテーターの重要性
- ・参加している子どもがお互いを尊重し大切にすることを関係づくり
- ・子どもの力に見通しをもって「待つ」こと、支えることの大切さ
  - 子どもの力に自信をもつこと、信頼をすること、「あて」にすることが大事
- ・支援するおとな側の自律性、自主性、「見通し」の良さ
- ・子どもの意見表明・参加によるエンパワメントの確立
  - 従来の「反省会」の問題性、成果や達成度を確認・共有する「ふりかえり」の必要性

##### ＊個別の状況・必要に応じた参加支援

- ・とりわけ、本来の日常を取り戻せていない子どもたち、そして、乳幼児、虐待やいじめを受けている子ども、障がいのある子ども、民族上・宗教上・言語上のマイノリティの子どもなどの参加支援
  - 声を上げられない、声が上げにくい、声を上げてても効果的な参加につながらない等の状況をどのように克服するか？
- ＊学校・施設、地域社会、行政さまざまなレベルでの子どもの意見表明・参加の取り組みの連携

#### おわりにかえて

- ・宮城県で「子ども」条例を制定する意義と市町における条例制定・子ども施策

#### ＜参考文献—さらに検討をすすめるために—＞

- ・荒牧重人・喜多明人・半田勝久『解説 子ども条例』（三省堂）
- ・喜多明人・荒牧重人・森田利美・内田幸子『子どもにやさしいまちづくり』（日本評論社）
- ・荒牧重人・吉水若三・吉田真雄・半田勝久『子ども支援の相談・教訓』（日本評論社）
- ・子どもの権利条約総合研究所『子ども計画ハンドブック』（日本評論社）
- ・子どもの権利条約NGOレポート連絡会議『子どもの権利条約から見た日本の子ども』（現代人文社）
- ・荒牧重人監修『わたしの人権 みんなの人権』全6巻（ポプラ社）—学校図書館用など

## <資料 1> 国連・子どもの権利委員会からの勧告

### ●第2回「総括的意見」(2004年 抄)

#### 35. 総括的意見

20. 委員会は、裁判官、教職員、警察官、矯正施設職員、保護観察官および出入国管理官を対象として締約国が実施している研修活動を歓迎する。しかしながら委員会は、子どもおよび公衆一般、ならびに子どもとともにおよび子どものために働いている多くの専門家が法的およびそこに体现された権利基盤型アプローチについて十分に理解していないことを、遺憾として懸念するものである。

21. 委員会は、締約国が以下の措置をとるよう勧告する。

- a) 公衆一般および子どもを対象として、法的、およびとくに子どもが権利の主体であるということに関する意識啓発キャンペーンを強化すること。
- b) 子どもとともにおよび子どものために働いているすべての者、とくに教職員、裁判官、弁護士、議員、出稼行吏、公務員、自治体職員、子どもを対象とした施設および刑務所で働く職員、心理学者を含む保健従事者、ならびにソーシャルワーカーを対象として、法的の原則および規定に関する体系的な教育および研修をひきつづき実施すること。
- c) 意識啓発キャンペーン、研修および教育プログラムが制度の改革、行動および子どもの利益に与えた影響を評価すること。
- d) 人権教育、およびとくに子どもの権利教育を学校カリキュラムに含めること。

#### 子どもの意見の尊重

27. 子どもの意見の尊重を向上させようとする締約国の努力には留意しながらも、委員会は、子どもに対する社会の伝統的態度により、家庭、学校、その他の施設および社会一般における子どもの意見の尊重が制限されていることを遺憾として懸念する。

28. 委員会は、条約第12条にしたがい、締約国が以下の措置をとるよう勧告する。

- a) 家庭、裁判所および行政機関、施設および学校ならびに政策立案において、子どもに影響を及ぼすあらゆる事柄に関して子どもの意見の尊重および子どもの参加を奨励し、かつそのための便宜を図ること。また、子どもがこの権利を知ることを確保すること。
- b) 意見を考慮される子どもの権利および子どもの参加権について、とくに親、教育者、自治体の行政職員、司法関係者および公衆一般に対し、教育的啓蒙を提供すること。
- c) 子どもの意見がどのくらい考慮されているか、またそれが政策、プログラムおよび子ども自身にどのような影響をあたえているかについて定期的検討を行なうこと。
- d) 学校および子どもに教育、余暇その他の利益を提供しているその他の施設において、政策を決定する評議会、委員会その他のグループの会合に子どもが制度的に参加することを確保すること。

### ●第3回「総括的意見」(2010年 抄)

#### 立案

18. 委員会は、締約国が、子どもの権利に関する包括的立法の採択を検討し、かつ、国内法を条約の原則および規定と完全に調和させるための措置をとるよう、強く勧告する。

#### 資源配分

20. 委員会は、締約国が以下の措置をとるよう、強く勧告する。

- a) 子どもの権利を支援する締約国の義務を満たせる配分が行われるようにするため、中央および自治体レベルの予算を子どもの権利の観点から優先的に割り当てること。
- b) 子どもの権利に関わる優先的課題を反映した戦略的予算科目を定めること。
- c) 子どものための優先的予算科目を資源水準の低下から保護すること。
- d) 管理システムに基づいて政策の成果をフォローアップする評価システムを確立すること。
- e) 市民社会および子どもがあらゆるレベルで協議の対象とされることを確保すること。



#### 差別の禁止

32. 委員会は、契約法が以下の措置をとるよう勧告する。

- (a) 包括的な反差別法を制定し、かつ、どのような理由であれ子どもを差別するあらゆる立法を廃止すること。
- (b) とくに女子、民族的マイノリティに属する子ども、日本人ではない子どもおよび障害のある子どもに対して実際に施行されている差別を削減しかつ防止するため、意識啓発キャンペーンおよび人権教育を含む必要な措置をとること。

#### 子どもの最善の利益

36. 委員会は、契約法が、あらゆる法規定において、ならびに、子どもに影響を及ぼす可能な法的および行政上の決定およびプロジェクト、プログラムならびにサービスにおいて、子どもの最善の利益の原則が実施されかつ遵守されることを確保するための努力を継続しかつ強化するよう勧告する。

#### 生命、生存および発達に対する権利

40. 委員会は、契約法が、子どもの自殺リスク要因について調査研究を行ない、防止措置を実施し、学校にソーシャルワーカーおよび心理相談サービスを配置し、かつ、困難な状況にある子どもに児童相談所システムがさらなるストレスを課さないことを確保するよう勧告する。委員会はまた、契約法が、官民問わず、子どものための施設を備えた機関が適切な最低安全基準を遵守することを確保するようにも勧告する。

#### 子どもの意見の尊重

42. 条約第 12 条および意見を述べられる子どもの権利に関する委員会の一般的意見 12 号 (2009 年) に照らし、委員会は、契約法が、あらゆる場面（学校その他の子ども施設、家庭、地域コミュニティ、裁判所および行政機関ならびに政策策定プロセスを含む）において、自己に影響を及ぼすあらゆる事例に関して全般的に意見を表明する子どもの権利を促進するための措置を強化するよう勧告する。

#### 性別

45. 学校における性別が明示的に禁じられていることには留意しつつ、委員会は、その禁止規定が効果的に実施されていないという報告があることに懸念を表明する。委員会は、すべての性別を禁ずることを禁止した 1981 年の東京高等裁判所判決に、懸念とともに留意する。委員会はさらに、家庭、代替的養育環境および行政施設における性別が法律で明示的に禁じられていないこと、および、とくに民族および児童虐待防止法が違反したときの行使を認めており、性別の許容可能性について不明確であることを懸念する。

46. 委員会は、契約法が以下の措置をとるよう強く勧告する。

- (a) 家庭、代替的養育環境および行政施設を含むあらゆる場面で、子どもを対象とした身体およびあらゆる形態の暴行を強つける取り扱いは法律により明示的に禁止すること。
- (b) あらゆる場面における性別の禁止を効果的に実施すること。
- (c) 裁判所における暴力的な形態のしつけおよび虐待について、家庭、教職員ならびに子どもとともにおよび子どものために活動しているその他の専門家を教育するため、キャンペーンを含む伝達プログラムを実施すること。

#### 家庭環境

48. 日本社会で家庭の価値が普及の重要性を獲得していることは承知しつつ、委員会は、親子関係の悪化にともなう子どもの情緒的および心身的ウェルビーイングに否定的影響が生じており、子どもの発達性という結果を生んでいることを示す報告があることを懸念する。委員会は、これらの問題が、高齢者と乳幼児のケアとの間で生じる緊張、ならびに、貧困がとくにひとり親世帯に及ぼす影響に加え、学校における競争、仕事と家庭生活の両立不可可能性等の要因から生じている可能性があることに留意する。

49. 委員会は、契約法が家庭を支援しかつ強化するための措置を導入するよう勧告する。そのための手段としては、子育ての責任を履行する家庭の能力を確保する目的で男女双方を対象として仕事と家庭生活との適切なバランスを促進すること、親子関係を強化すること、および、子どもの権利に関する意識啓発を図ることなどがあげられる。委員会はさらに、社会サービス機関が、子どもの発達性確保を妨げずとも、不利な立場に置かれた子どもおよび家庭に優先的に対応し、かつ適切な金融的、社会的および法的支援を提供するよう勧告する。

#### 児童虐待およびネグレクト

54. 委員会は、虐待防止のための機構を定めかつ実行する、児童虐待防止法および児童福祉法の改正等の措置を勧告



する。しかしながら委員会は、民法上の「親権」概念によって「仮親権制度」を行なう権利が与えられていることおよび親が適度な虐待を持つことにより、子どもが家庭で暴力を受けるおそれが出ていることを前提として懸念する。委員会は、児童虐待の発生件数が増え続けていることに懸念とともに留意する。

66. 委員会は、締約国が、以下のものを含む措置をとることにより、児童虐待の撲滅に対応する現在の努力を強化するよう勧告する。

(a) 虐待およびネグレクトの予防的対策に関する公衆教育プログラム、ならびに家族暴力プログラムを含む防止プログラムを実施し、かつ、積極的な、非暴力的形態のしつけを促進すること。

(b) 家庭および学校で虐待の被害を受けた子どもに十分な保護を提供すること。

#### 障害のある子ども

67. 委員会は、締約国が以下の措置をとるよう勧告する。

(a) 障害のあるすべての子どもを全面的に保護するために法律の改正および監視を行なうとともに、虐待を迅速深く記録し、かつ実施における欠点を明らかにする監視システムを確立すること。

(b) 障害のある子どもの生活の質を高め、その基本的ニーズを満たし、かつそのインクルージョンおよび参加を確保することに重点を当てた、コミュニティを基盤とするサービスを提供すること。

(c) 存在している差別的態度と闘い、かつ障害のある子どもの権利および特別なニーズについて公衆の感応性を高めること、障害のある子どもの社会へのインクルージョンを奨励すること、ならびに、意見を述べられる子どもおよびその親の権利の尊重を促進することを目的とした、意識啓発キャンペーンを実施すること。

(d) 障害のある子どものためのプログラムおよびサービスに対して十分な人的資源および財源を提供するため、あらゆる努力を行なうこと。

(e) 障害のある子どものインクルージョン教育のために必要な資源を学校に集めるとともに、障害のある子どもが希望する学校を選択し、またはその義務の利益にしたがって普通学校と特別支援学校との間で移行できることを確保すること。

(f) 障害のある子どものためにおよびそのような子どもとともに活動している非政府組織 (NGO) に対し、援助を提供すること。

(g) 教職員、ソーシャルワーカーならびに保健・医療・治療・実務従事者など、障害のある子どもとともに活動している専門的職員を対象とした研修を行なうこと。

(h) これらの関連で、障害のある人の機会均等化に関する国連基準規則 (国連総会決議 49/96) および障害のある子どもの権利に関する委員会の一時的意見9号 (2006年) を考慮すること。

(i) 障害のある人の権利に関する条約 (署名済み) およびその議定書 (2008年) を批准すること。

#### 十分な生活水準に対する権利

68. 委員会は、締約国が子どもの貧困を根絶するために適切な資源を配分するよう勧告する。そのための手段には、貧困の複線的決定要因、貧困に対する子どもの権利およびすべての家族 (ひとり親家族を含む) に対して確保されるべき生活水準を考慮に入れながらも、貧困削減戦略を策定することも含まれる。委員会はまた、締約国に対し、親は子育ての責任を負っているために労働の規制緩和および流動化のような経済戦略に対処する能力が制限されていることを考慮に入れるとともに、公的その他の支援の提供によって、子どものウェルビーイングおよび発達にとって必要な家族生活を保障することができているかどうか、迅速深く監視するよう促す。

#### 教育 (職業訓練および職業指導を含む)

69. 委員会は、日本の学校制度によって卒業まで制約的なほど優秀な成果が達成されてきたことを認めるが、学校および大学への入学を求めて競争する子どもの人数が減少しているにも関わらず過度の競争に関する苦情の声があがり続けていることに、懸念とともに留意する。委員会はまた、このような高度に競争的な学校環境が従学年齢層の子どもに、いじめ、精神障害、不登校、中途退学および自殺を助長している可能性があることも、懸念する。

70. 委員会は、卒業までの優秀な成果と子ども中心の能力促進とを統合させ、かつ、極端に競争的な環境によって引き起こされる悪影響を回避する目的で、締約国が学校制度および大学教育制度を再検討するよう勧告する。これとの関連で、締約国は、教育の目的に関する委員会の一時的意見1号 (2001年) を考慮するよう奨励される。委員会はまた、締約国が、子ども同士のいじめと闘う努力を強化し、かつそのような措置の策定に子どもたちの意見を取り入れ

るよう報告する。

70. 委員会は、国家予算からまったく資金を受けておらず、自治体から国庫の補助金を受け取っている外国人学校が数少ない状況に置かれているため、日本国籍を有しない子どもの外国人学校就学者が多いことを懸念する。委員会はまた、このような学校の卒業生が日本の大学の入学試験を受けられない場合があること、および、中華学校および朝鮮学校の状況がとりわけ深刻であることも懸念する。

71. 締約国は、条約第 28 条にしたがってすべての子どもが教育にアクセスできること、すべての学校における同等教育がすべての子どもにとってあらゆる費用面で無償とされること、および、市民およびロリアンの子どものようなマイノリティ集団に属する子どもが自己の視覚を学び、かつ自己の文化に対する敬意を促進させる機会を有することを確保するべきである。締約国は、ユネスコ・教育差別禁止条約の批准を検討するよう奨励される。

するよう報告する。

#### マイノリティまたは自治体集団に属する子ども

83. 委員会は、締約国に対し、民族的マイノリティに属する子どもへの差別を法律のあらゆる分野で撤廃し、かつ、条約に基づいて提供されるすべてのサービスおよび国庫に対し、このような子どもが平等にアクセスできることを確保するため、あらゆる必要な立法上その他の措置をとるよう促す。



## <資料2> ユニセフ 子どもにやさしいまち—行動のための枠組み—

UNICEF・イノチェンティ研究センター（シンプレットからの抜粋）

子どもにやさしいまちづくりは、地方自治体が主導する、子どもの権利協約の実施プロセスである。その目的は、子どもの権利を承認・実現することによって子どもたちの生活をいっそう向上させ、そのことによって個別的、そして未来のコミュニティをよりよい方向に変えていくところにある。子どもにやさしいまちづくりは実践的プロセスであり、子どもたちと、そして子どもたちの抱負の主体と積極的に関わり合っていくなければならない。

子どもたちに対する倫理的義務を負っているのは国である—地方自治体を含む政府がプロセスを主導しなければならない。しかし、子どもにやさしいまちづくりを、政府だけで達成するのは不可能である。子どもたち自身と、家庭と、そして子どもたちの生活に影響を及ぼすすべての人々とのパートナーシップが存在しなければならない。——

経験の示すところによれば、まちづくりのプロセスが始まるきっかけはさまざまである。トップダウン方式では、市民による市民会、行政が正確に採択した決議が、行政のあらゆるレベルに、そしてまちのあらゆる場面に浸透するように積極的な調整が行われる。あるいはボトムアップ方式では、子どもたち自身が身のまわりで小規模な取り組みを開始し、まちのなかで認められ、安全に移動する権利を主張することを通じて、それをまち全体に広げていく可能性が証明されることもある。ほとんどの場合、異なるアプローチの組み合わせが見られるのが通常である。

まちづくりのプロセスは、子どもにやさしいまちに関わる他の取り組みから発展することもある。それらを組み合わせることによって始まる場合もある。子どもにやさしい病院や学校、子どもたちに安全な水と衛生的な環境を保障するための産業プロジェクトなどである。子どもたち自身や子どもたち主導の団体、あるいはその他の非政府組織や人権機関—子どもオンブズマン—がキャンペーンを開始するという場合もある。——

子どもにやさしいまちづくりのプロセスは、地方自治体の場で子どもの権利協約を実施していくことと同義である。そこで必要とされる7つの要素には次のようなものがある。

①子ども参加：自分たちに影響を及ぼす意思決定への、子どもたちの積極的参加を確保すること。意思決定プロセスで子どもたちの意見に耳を傾け、それを考慮に入れること。

②子どもにやさしい法的枠組み：すべての子どもの権利を一貫して促進・保護する法律、規則の枠組みおよび手続を確保すること。

③まち全体の子どもの権利戦略：子どもにやさしいまちづくりのための詳細かつ包括的な戦略ないし政策文書を、条約にもとづいて策定すること。

④子どもの権利利用または調整のしくみ：子どもの視点が優先的に考慮されるようにするための恒久的な体制を地方自治体のなかで実施させていくこと。

⑤事前・事後の子ども影響評価：法律・政策・実施が子どもたちに与える影響を、事前に、実施中および実施後に評価するための制度的プロセスを確保すること。

⑥子ども予算：子どものための十分な資源配分と予算分析を確保すること。

⑦定期的な自治体子ども会議：子どもたちおよび子どもの権利の状況に関する十分なモニタリングとデータ収集を確保すること。

⑧子どもの権利の周知：おとなおよび子どもの間で子どもの権利に関する意識が全まらぬようにすること。

⑨独立した子どもアドボカシー：子どもの権利を促進するため、非政府組織の支援、独立した人権機関—子どもオンブズマン—や子どもコミッショナー—の設置を進めること。——

まちづくりに子どもたちの積極的参加を得ることがいかに重要かつ本質的であるかを認識することは、子どもにやさしいまちづくりへの積極的関与を得るうえで大きな影響力を発揮しうる。そしてそれをもっとも実践しやすいのは、地域レベルないし最小行政単位レベルである。厚生施設の開発に子どもたちの参加を得ること、住居の整備、上水・下水処理場事業、交通・運輸計画などで子どもにやさしい設計を採用すること、学校ではカリキュラムや校則について子どもたちと話し合うことなどが考えられる。

子どもたち自身に意味のある形で参加してもらうことは、子どもにやさしいまちづくりの必要條件である。子ども



たちには、意見決定において意見を述べられ、その意見を正当に重視される権利がある。もちろん、子どもの参加・意見表明のあり方については積極的同意が必要である。子どもたちの話し合いが体験を豊かにするだけのものである場合もあるし、いざれにせよ必ずしも全員が子どもは、その権利やニーズを効果的に代表してくれる存在を必要とする。しかしこのようなプロセスだけでは十分ではないし、このプロセスそのものが目的ではない。それは子どもたちの権利を保護のある形で実施するための、子どもたちの生活を本来の意味で実際に向上させるための、手段なのである。

### 子どもにやさしいまちづくりの基礎

子どもにやさしいまちづくりの基礎は、子どもの権利条約の精神である4つの原則である。

①非差別の原則（2条）—子どもにやさしいまちとは、すべての子どもにやさしく、すべての子どもを包摂するまちである。したがって、権利へのアクセスについて差別を受けている子どもがいれば見つけだし、特別な配慮を向けなければならない。差別は、多様な形で子どもたちに影響を及ぼす。路上で暮らしている子ども、障害のある子ども、民族的その他のマイノリティ集団の子ども、働いている子どもなどがその対象となりやすい。

②最善の利益（3条）—子どもにやさしいまちでは、「子どもに関わるあらゆる行動において」子どもの最善の利益が第一的に考慮されることが確保される。子ども最優先の原則、何事においても子どもを第一に考えることは、子どもにやさしいまちの最大の特徴である。自身体験の行動のほとんどは子どもたちに直接間接の影響を及ぼすので、行政機関は総論・論点を問わず、現行の政策や新たな政策が子どもたちに及ぼす影響について意識・配慮していなければならない。

③生命および最大限の発達に対するすべての子どもの権利（6条）—子どもにやさしいまちは、子ども時代にとって、いまを生活している子どもの生活によって最高の条件を用意することにより、すべての子どもの生命・発達を最大限に助成する。そして最終的「発達」とは、子どもの身体的・精神的・知的・感情的・心理的・社会的発達のことである。

④子どもの声に耳を傾け、その意見を尊重すること（12条）—子どもにやさしいまちでは、子どもは見守られるだけでなく耳を傾けられる存在でもある。そこでは、状況として、また権利を有する者としての子どもの積極的参加が促進される。こうして、行政で、身のまわりの地域で、学校で、そして家庭で「自己に影響を与えるあらゆる事項」について意見を表明する自由が保障され、その意見が真実に考慮されるのである。子どもにやさしいまちづくりのプロセスでは、積極的な、重要な情報を有する参加者としての子どもたちの参加が図られなければならない。

（平野裕二訳）

【ユニセフ・イノヴェンティ研究センターは、ユニセフの調査研究能力を強化し、世界中の子どもたちの権利保護を支援するため、2008年にイタリアのフィレンツェに設置された。研究員は、ユニセフの取り組み「子どもにやさしいまち」の中心的な役割を担っていた。】

## <資料3> 子ども条例

### ※宮城県内および近隣の自治体における条例

#### ○遠野市わらすっこ条例

平成 21 年 8 月 23 日 条例第 11 号

わらすっこ(以下「子ども」といいます。)の皆さん

子どもは、生まれながらにして一人ひとりがさまざまな個性や能力や夢をもったかけがえのない存在です。一人の人として権利が尊重され、責任ある社会の一員として周りの人に大切にされ、愛され、保護される存在です。子どもは、さまざまな人、自然、そして文化との適切な関わりの中で、その権利が保障され、安心して健やかに成長していくことができます。

その一方で子どもは、自分の権利について学び、気づき、身につけていく中で、他の人の権利を大切にし、お互いに権利を尊重し合える力をつけていき、自分や他の人の命の尊さを知ることができるように支援されます。

おとなの皆さん

おとなは、真に子どもの視点を大切にするとともに、子どもにとって最善の方法は何かを常に考え、育ちを見守り、寄り添い、支えていく責務を負っています。おとなは、そのような責務とそれぞれの役割を認識し、子どもから信頼される存在であるように、お互いに連携し、協働することが求められます。

市民の皆さん

子どもは遠野の宝であり、希望です。市はこの認識のもと、子どもの権利が尊重され、健やかな育ちを支援するまちであることを明らかにし、この「遠野市わらすっこ条例」を制定します。

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、児童の権利に関する条約を基にして、子どもの権利を守り、子どもの成長を支援するしくみなどについて定めます。これにより、市が、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもの権利を保障することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、18歳未満の人をいいます。ただし、これらの人と同じように子どもの権利を擁護することがみさわしいと認められる人も含みます。

## 第2章 子どもの権利

(子どもの権利の保障)

第3条 この章に定める権利は、子どもにとって特に大切な権利として保障されます。

(安全に安心して生きる権利)

第4条 子どもは、安全に安心して生きるために、主として次に掲げる権利が保障されます。

- (1) 命が守られ、安全な環境で安心して生きること。
- (2) かけがえのない存在として愛憎と理解をもって育まれること。
- (3) 健康な生活が守られ、適切な医療が受けられること。
- (4) 虐待、暴力、いじめなどを受けないこと。
- (5) あもゆる差別を受けないこと。
- (6) 性的に不当なあつかいを受けないこと。
- (7) 年齢及び発達にみさわしい生活ができること。

（豊かに育つ権利）

第5条 子どもは、豊かに育つために、主として次に掲げる権利が保障されます。

- (1) 遊んだり、休んだり、のびのび育つこと。
- (2) 個性が認められ、人格が尊重されること。
- (3) 年齢及び発達に応じて学ぶこと。
- (4) さまざまな人、自然とのふれあい及び多様な文化の中で、共に生きること。
- (5) 社会との関わりの中で他の人と共に生き、自立していくこと。
- (6) 基本的な生活習慣及び社会性を身につけること。

（自分が守られる権利）

第6条 子どもは、自分が守られるために、主として次に掲げる権利が保障されます。

- (1) プライバシー及び名誉が守られること。
- (2) 強制され、自分の意思や考えが尊重されること。
- (3) 自分の夢や希望を自由に持ち、表明し、行動できること。
- (4) 自分の持っている力を発揮できること。

（参加する権利）

第7条 子どもは、自分たちに関わることについて参加するため、その年齢及び発達に応じ、主として次に掲げる権利が保障されます。

- (1) 自分の意見を述ぶことができ、その意見が尊重されること。
- (2) 自分たちに関わることを決めることについて、自分たちの意見が反映されること。
- (3) 意見を述ぶために、必要な情報の提供及び支援が受けられること。
- (4) 仲間をつくり、仲間と楽しむこと。

### 第3章 子どもの権利を保障する責務

（自治体の責務）

第8条 保護者、地域住民等、学校等関係者、事業者及び市は、子どもの権利を保障するため、相互に連携し、及び協働するとともに、次に掲げる支援を行うよう努めなければなりません。

- (1) 子どもが他の人の権利を尊重し、責任ある社会の一員として育つために必要な支援
- (2) 保護者が子どもの養育及び発達に関する第一義的な責任を果たすために必要な支援
- (3) 子どものよさを見つけてほめることで、子どもが自信及び誇りを持ち、自分を見つけ、生きる力を養うために必要な支援

（保護者の責務）

第9条 保護者は、子どもの穏やかな成長及び権利の保障にとって家庭が果たす役割を認識するとともに、その第一義的な責任を有することを自覚し、子どもを守り育てなければなりません。

- 1 保護者は、子どもに愛情を持って接し、子どもを虐待せず、子どもが基本的な生活習慣、社会規範及び道徳観を身に付けることができるよう努めなければなりません。
- 2 保護者は、子どもにとっての最善の方法を考え、子どもの年齢及び発達に応じた養育に努めなければなりません。

（地域住民等の責務）

第10条 地域住民等は、地域のさまざまな人、自然及び文化との関わりの中で、子どもの豊かな人間性が育まれることを認識し、子どもが豊かに育つよう子どもの支援に努めなければなりません。

- 1 地域住民等は、虐待、暴力、犯罪などから子どもを守るため、安全で安心な地域づくりに努めなければなりません。



- 3 地域住民等は、子どもが地域社会の一員であることを認識し、子どもとともに地域活動を行うよう努めなければなりません。

(学校等関係者の責務)

第11条 学校等関係者は、子どもが主体的に育ち、及び学ぶ環境づくりに努めなければなりません。

- 1 学校等関係者は、子どもの身近に居るおとなであることを自覚し、虐待、体罰、いじめなどから子どもを守るため、関係者及び関係機関と連携し解決にあたるよう努めなければなりません。
- 2 学校等関係者は、関係者及び関係機関と連携を図りながら、不登校などについて適切な対応に努めなければなりません。
- 3 学校等関係者は、子どもの育ち及び学びに関する情報の提供に努めるとともに、監視責任を負たすよう努めなければなりません。
- 4 学校等関係者は、子どもが子どもの権利について理解し、意見を表明する機会を創け、又は支援に努めなければなりません。

(事業者の責務)

第12条 事業者は、子どもの育ちに与える影響の大きさを認識した事業活動を行うとともに、若年層の就業支援、従業員に対する人材育成及び社会人としての教育に努めなければなりません。

- 1 事業者は、子育て期の従業員が仕事と子育てを両立できるよう職場環境づくりに努めなければなりません。
- 2 事業者は、子育て期の従業員が、その子どもと十分触れ合うことができる環境づくりに配慮するとともに、学校等が行う職業体験学習など、子どもの育成に関する活動に協力するよう努めなければなりません。

(市の責務)

第13条 市は、子どもの権利を保障するため、子どもにとっての最善の方法を考え、子どもに関する取組を推進しなければなりません。

- 1 市は、子どもの権利を保障し、子どもを支援するため、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者がそれぞれの責務を全うするよう、保健、福祉、医療、教育その他のあらゆる分野において、必要な支援及び総合調整を図らなければなりません。
- 2 市は、国、県及び子どもに関わる関係機関と相互に連携し、及び協働しなければなりません。
- 3 市は、子どもに関する取組を実施するため、財政上の措置その他の必要な措置を講じなければなりません。

#### 第4章 子どもに関する基本的な市の取組

(子どもの権利の普及)

第14条 市は、この条例及び子どもの権利について、市民の関心及び理解を深めるため、分かりやすく広めるなど、広報活動を行います。

(虐待、体罰、いじめなどの防止及び救済)

第15条 市は、保護者、地域住民等、学校等関係者及び関係機関と連携し、及び協働し、虐待、体罰、いじめなどの防止、相談及び救済のために必要な措置を講じます。

(子どもの育ちの支援)

第16条 市は、子どもの健やかな育ちを支援するため、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者と連携し、及び協働し、次に掲げる取組を行うよう努めます。

- (1) 子どもが安全に安心して過ごすことができるための環境づくりを進めること。

(2) 子どもが自然及び地域社会とのみれあいの中で豊かに育つことができるための遊び及び体験の場づくりを講ずること。

(3) 子どもが社会に認められ、他の人と共生し、責任ある社会の一員として自立できるよう支援すること。

(子どもの夢の実現の促進)

第17条 市は、子どもの主体性を大切にしながら、社会参加などの促進が図られるよう必要な支援を行います。

(子育て家庭の支援)

第18条 市は、保護者が子どもを育てるにあたり、必要に応じて経済的、社会的支援を行うとともに、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者と連携し、及び協働し、支援体制の充実に努めます。

2 市は、子育てに関して困難を抱えている家庭の抱擁に努めるとともに、その状況に配慮した支援を行います。

### 第3章 推進体制の整備

(推進計画の策定)

第19条 市は、子どもに関する取組を総合的かつ計画的に実施するための基本となる計画(以下「推進計画」といいます。)を策定します。

2 市は、推進計画を策定するときは、この条例の趣旨に基づき、子どもを食めた市民から意見等を求め、その反映に努めます。

3 市は、推進計画を策定したときは、分かりやすく公表します。

(評価)

第20条 市は、推進計画に基づいて実施した取組の結果について評価します。

2 市は、評価の評価について、分かりやすく、速やかに公表します。

(推進体制)

第21条 市は、子どもに関する取組を総合的かつ計画的に実施するため、総合的な推進体制を整備します。

### 第4章 雑則

(委任)

第22条 この条例の施行に必要なことがららば、市長その他の執行機関が定めます。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行します。

## ○石巻市子どもの権利に関する条例

平成 21 年 3 月 26 日 条例第 4 号

私たち大人は、子ども一人ひとりが生まれながらに持っている権利が、侵害されることなく、健やかに育つことを一番に願っています。

そのために、大人は、子どもの権利を尊重するとともに、全力を持ってその権利を保障しなければなりません。

子どもの皆さん、

大人は、あなたたち子どもの権利を最大限に尊重し、保障します。

子どもの皆さんも、生まれたときから持っている権利を大切にしてください。もし、持っている権利が侵害されそうになったときは、大人に相談してください。

自分にだけ権利があるわけではありません。すべての子どもには、平等に権利があることを分かってください。お互いを思いやる気持ちが大切です。

そして、権利と同じように義務や責任の大切さについても分かってください。お互いに義務や責任を果たすことにより、お互いの権利を守ることができます。

石巻市は、国際連合総会において全会一致で採択された「児童の権利に関する条約」の精神に基づき、子どもの権利が尊重され、そして保障されるまちであることを明らかにし、ここに「石巻市子どもの権利に関する条例」を制定します。

### 第 1 章 総則

#### (目的)

第 1 条 この条例は、すべての子どもを一人の人間として認め、生まれながらに持っている子どもの権利を尊重するとともに、保障し、もって子どもの幸せと健全な成長に寄与することを目的とします。

#### (定義)

第 2 条 この条例において「子ども」とは、18 歳未満の人及びこれと同等の権利を持つと認められる人をいいます。

#### (基本理念)

第 3 条 子どもは、子ども本人、子どもの保護者等の人種、性別、国籍、言語、宗教、障害の有無その他の理由によりいかなる差別も受けることがあってはなりません。

- 1 子どもは、次の世代を担う大切な地球の宝であり、地球で守り、育てていかなければなりません。
- 2 子どもを、虐待及びいじめによる危険から守らなければなりません。
- 3 子どもの意見は、最大限に尊重されなければなりません。
- 4 子どもが自らの権利を自覚するとともに、その権利を行使するに当たっては、他の人を思いやり、尊重することができるようにしなければなりません。

### 第 2 章 子どもにとっての大切な権利

#### (安全に安心して生きる権利)

第 4 条 子どもは、安全に安心して生きるために、次に掲げる権利が保障されます。

- (1) 命が守られ、大切にされること。
- (2) あらゆる差別を受けないこと。
- (3) 虐待(身体的・心理的・性的・育児放棄)、暴力、いじめ等を受けないこと。
- (4) 放棄されないこと。



(自分らしく育つ権利)

第5条 子どもは、自分らしく育つために、年齢や成長に応じて、次に掲げる権利が保障されます。

- (1) 個人の考え、個性が認められること。
- (2) 信じることが侵害されないこと。

(自分を守り、守られる権利)

第6条 子どもは、自分を守り、守られるために、次に掲げる権利が保障されます。

- (1) あらゆる権利の侵害から恐れられること。
- (2) 成長が阻害される状況から保護されること。
- (3) 秘密が守られ、誇りを傷つけられないこと。
- (4) 子どもであることをもって不当な扱いを受けないこと。

(社会へ参加する権利)

第7条 子どもは、自ら社会に参加するために、次に掲げる権利が保障されます。

- (1) 自己表現や意見の表明ができるとともに、尊重されること。
- (2) 仲間をつくり、仲間と集うこと。
- (3) 社会に参加し、意見を生かされる機会があること。
- (4) 社会参加に際して、適切な支援を受けられること。

(適切な支援を受ける権利)

第8条 子どもは、国籍の違い、障害のあることその他子どもの置かれた状況に応じて、必要な支援を受けることができます。

### 第3章 施策の推進等

(市の責務)

第9条 市は、あらゆる施策を通じて、子どもの権利が保障されるように努めなければなりません。

- 2 市は、子どもに関する施策の実施に当たっては、子どもの権利に関係する機関と連携しなければなりません。
- 3 市は、子どもに関する施策、事業及び地域におけるさまざまな取組について、子どもの意見が反映され、参加することができるように努めなければなりません。
- 4 市は、子どもが悩みや困りごとを相談することができ、保護者が子どもを育てることに際して相談し、支援を受けることができる環境の整備に努めなければなりません。
- 5 市は、子どもの権利に関係する機関と連携し、子どもを権利の侵害から救済しなければなりません。

(保護者の責務)

第10条 保護者は、養育する子どもについて、第一に責任を負うべき存在であることを自覚し、子どもの権利を尊重しなければなりません。

(市民の責務)

第11条 市民は、あらゆる生活の場面において、子どもに関心を持って見守り、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

- 2 市民は、市が実施する子どもの権利に関する施策に協力しなければなりません。

(事業者の責務)

第12条 事業者は、その事業活動において子どもの権利を尊重するとともに、その事業所で働く従業員が、保護者や市民として、子どもの権利を尊重し、保障できるように努めなければなりません。

#### 第4章 石巻市子どもの権利推進委員会

##### (推進委員会の設置等)

第13条 子どもの権利に関する施策の充実を図り、もって子どもの権利の保障を推進するため、石巻市子どもの権利推進委員会(以下「推進委員会」といいます。)を設置します。

- 1 推進委員会は、子どもの権利に関する事項について審議し、必要に応じて市に報告を定めることができます。
- 2 推進委員会は、子どもの権利に関する事項について必要があると認められた場合は、市に対して提言することができます。

##### (組織)

第14条 推進委員会は、委員13人以内をもって組織します。

- 1 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱します。

- (1) 人権擁護に関する団体に所属する者
- (2) 福祉に関する団体に所属する者
- (3) 教育に関する団体に所属する者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

- 2 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の任期期間とします。

- 3 委員は、再任されることができます。

##### (会長及び副会長)

第15条 推進委員会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定めます。

- 1 会長は、推進委員会を代表し、会務を総理します。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理します。

##### (会議)

第16条 推進委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となります。

- 1 推進委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができません。
- 2 推進委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによります。

##### (推進委員会の運営に関する委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、会長が推進委員会に諮って定めます。

#### 第5章 雑則

##### (委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

##### (附 則)

##### (施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。  
(最初の推進委員会の会議の招集)
- 2 委員が委嘱された後、最初に招集すべき会議は、第14条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。  
(以下、略)

## ○奥州市子どもの権利に関する条例

2011（平成23）年12月19日可決 2012（平成24）年4月1日施行

子どもは、奥州市の宝であり、希望です。

人は、だれでも生まれながらにして幸せに生きる権利を持っています。

しかし、世界では、貧困、飢え、虐待等の困難な状況に置かれている子どもがたくさんいます。このような子どもたちを救うため、国際連合では児童の権利に関する条約が採択されました。

我が国においてもこの条約を批准していますが、いじめ、体罰、虐待、子どもが当事者となる事件の多発、不登校、保護施設等子どもを取り巻く環境は、ますます深刻になってきています。

このことは、奥州市においても例外ではなく、行政、家庭、地域、企業が連携し、社会全体で子どもたちを支援する体制づくりが必要です。

子どもの皆さん

皆さんは、自分で判断することができ、みんなとともに生きることができると自信を持って、自分を大切にする中で、他の人を思いやり、お互いを尊重し合える力をつけていくことが大事です。

私たちは、全ての子どもが、自分の持てる力を発揮して、いきいきと自分の可能性を追求し、幸せな人生を送ることができるよう、子どもの権利を保障し、支援するまもづくりに取り組むため、この条例を制定します。

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、全ての子どもがいきいきと輝き、伸びやかにたくましく育ち、幸せな人生を送るため、子どもの権利を保障することを目的とします。

#### （定義）

第2条 この条例において、「子ども」とは、満18歳未満の者をいいます。

2 この条例において、「子どもが育ち・学ぶ施設」とは、子どもが育つために利用する全ての施設をいいます。

### 第2章 一人の人間として持っている子どもの権利

#### （子どもの権利の保障）

第3条 この章に規定する権利は、子どもが人間として持っている特に大切な権利（以下「子どもの権利」という。）として保障されなければなりません。

#### （安全に安心して生きる権利）

第4条 子どもは、安全に、かつ、安心して生きるための権利として、主に次に掲げることが保障されます。

- (1) 命が大切にされること。
- (2) 愛情を持って育まれること。
- (3) あらゆる差別を受けないこと。
- (4) 虐待、暴力、いじめ等を受けないこと。
- (5) 健康に配慮され、適切な医療の提供が受けられること。
- (6) 性的に不当な扱いを受けないこと。

#### （のびのびとこころ豊かに育つ権利）

第5条 子どもは、のびのびとこころ豊かに育つための権利として、主に次に掲げることが保障されます。

- (1) 個性が認められ、人格が尊重されること。
- (2) 遊んだり、休んだり、のびのびと育つこと。
- (3) 学ぶこと。
- (4) さまざまな人との関わりや自然とのふれあいの中で、共に生きること。
- (5) 自分に関することを主体的に決めること。
- (6) 基本的な生活習慣及び社会性を身につけること。



（自分を守り、自分が守られる権利）

第6条 子どもは、自分を守り、自分が守られるための権利として、主に次に掲げることが保障されます。

- (1) 自分の夢や希望を自由に持ち、表明し、行動すること。
- (2) 自分の持っている力を発揮すること。
- (3) プライバシー及び名誉が守られること。
- (4) 依頼され、自分の意思や考えが尊重されること。

（意見を述べ、参加する権利）

第7条 子どもは、自分たもに関わることについて意見を述べ、参加するための権利として、その年齢及び発達に応じ、主に次に掲げることが保障されます。

- (1) 自分の意見を述べてことができ、その意見が尊重されること。
- (2) 自分たもに関わることを決めることについて、自分たもの意見が反映されること。
- (3) 意見を述べるために、必要な情報の提供及び支援が受けられること。
- (4) 仲間をつくり、仲間と集うこと。

（適切な支援を受ける権利）

第8条 子どもは、国籍の問い、障がいの有無等にかかわらず、必要に応じて適切な支援を受ける権利が保障されます。

### 第3章 子どもの権利を保障する責務

（国等の責務）

第9条 保護者、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者、地域住民、事業者及び市は、子どもの権利を保障するため、相互に連携し、協働するとともに、次に掲げる支援を行うよう努めなければなりません。

- (1) 子どもが他の人の権利を尊重し、責任ある社会の一員として育つために必要なこと。
- (2) 保護者が子どもの養育及び発達に関する一時的な責任を果たすために必要なこと。
- (3) 子どもの良さを生み出してはめることで、子どもが自信及び誇りを持ち、自分を見つけ、生きる力を養うために必要なこと。
- (4) 特別に支援が必要な子どもに配慮し、その子どもが持っている力を発揮するために必要なこと。

（保護者の責務）

第10条 保護者は、子どもの健全な成長及び権利の保障によって家庭が果たす役割を担うとともに、その一時的な責任を有することを自覚し、子どもを守り育てなければなりません。

2 保護者は、子どもに愛情を持って愛し、子どもを虐待せず、子どもが基本的な生活習慣、社会的規範及び道徳観を身に付けることができるよう努めなければなりません。

3 保護者は、子どもと共に育ち合う中で、子どもが自ら学び、自ら考え、自らを育てていく力など、育つ力を蓄え、発揮していくことができるよう努めなければなりません。

（子どもが育ち・学ぶ施設の関係者の責務）

第11条 子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、子どもが主体的に育ち、学ぶことができるよう、次に掲げる環境を整備するよう努めなければなりません。

- (1) 子どもを権利の主体としてとらえ、子どもの立場に立った子どもが育ち・学ぶ施設の運営を図ること。
- (2) 虐待、体罰、いじめ等の防止のために、必要な措置を講じるとともに、子どもに関わる関係機関等との連携を図ること。
- (3) 子どもが育ち・学ぶ施設の運営について、子どもに適切な情報を提供し、子どもの意見を聴くこと。
- (4) 子どもの個性を尊重し、一人ひとりに応じた保育、教育等を行うとともに、必要とする情報を子どもに提供すること。
- (5) 豊かな人間性及び社会性をはじめ、生きる力を子どもの心身の発達段階に応じて育んでいくこと。

（地域住民の責務）

第12条 地域住民は、地域のさまざまな人、自然及び文化との関わりの中で、子どもの豊かな人間性が育まれることを目指し、子どもが健やかに育つよう、子どもの支援に努めなければなりません。

- 2 地域住民は、虐待、暴力、犯罪等から子どもを守るため、安全で安心な地域づくりに努めなければならない。
- 3 地域住民は、子どもが地域社会の一員として、自主的かつ主体的に活動できるよう、必要な支援に努めなければならない。

（事業者の責務）

第13条 事業者は、子どもの健やかな育ちを支援するため、その社会的影響力及び責任を認識した事業活動を行うとともに、社会的自立に向けた経済支援、人材育成及び社会人教育を行うよう努めなければならない。

- 2 事業者は、子育て期の従業員が仕事と子育てを両立できるよう、働きづくりに努めなければならない。
- 3 事業者は、子育て期の従業員がその子どもと十分触れ合うことができる環境づくりに配慮するとともに、学校等が行う職場体験活動など、子どもの育成に関する活動に協力するよう努めなければならない。

（市の責務）

第14条 市は、子どもの権利を保障するため、子どもにとっての最善の方法を考え、子どもに関する取組を推進しなければならない。

- 2 市は、子どもの権利を保障し、子どもを支援するため、保護者、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者、地域住民及び事業者がそれぞれの責務を全うするよう、保健、福祉、医療、教育その他のあらゆる分野において、必要な支援及び総合調整を図らなければならない。
- 3 市は、国、県及び子どもに関する関係機関と協定を締結し、推進しなければならない。
- 4 市は、子どもに関する取組を実施するため、財政上の措置その他必要な措置を講じなければならない。

#### 第4章 子どもに関する基本的な市の取組

（子どもの権利の普及）

第15条 市は、この条例及び子どもの権利について、市民の関心及び理解を深めるため、分かりやすく広めるなど、広報活動を行います。

（虐待、体罰、いじめ等の防止のために必要な措置）

第16条 市は、保護者、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者、地域住民及び子どもに関する関係機関と連携し、虐待、体罰、いじめ等の防止のために必要な措置を講じます。

（子どもの育ちの支援）

第17条 市は、子どもの健やかな育ちを支援するため、保護者、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者、地域住民及び事業者と連携及び協働をし、表に掲げる取組を行うよう努めます。

- (1) 子どもが健康で安全に、かつ、安心して過ごすことができる環境づくりを進めること。
- (2) 子どもが自然及び地域社会とのふれあひの中で、こころ豊かに育つことができるための遊び及び体験の場づくりを進めること。
- (3) 子どもが社会に認められ、他の人と共生し、責任ある社会の一員として自立できるよう支援すること。

（子どもの参画活動の促進）

第18条 市は、子どもの主体性を大切にしながら、社会参加等の促進が図られるよう必要な支援を行います。

（子育て支援の充実）

第19条 市は、保護者が子育てするに当たり、必要に応じて精神的及び社会的支援を行うとともに、保護者、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者、地域住民及び事業者と連携及び協働をし、支援体制の充実に努めます。

- 2 市は、子育てに関して課題を抱えている家庭の把握に努めるとともに、その状況に配慮した支援を行います。

（推進計画の策定等）

第20条 市は、この条例を総合的かつ計画的に推進するため、表に掲げる取組を行うための推進計画を策定します。

- (1) 子どもの権利に関する情報の発信及び啓発
- (2) 子どもの権利に関する学習の機会の確保
- (3) 子どもが置かれている現状を把握するための取組
- (4) 前3号に掲げるもののほか、子どもの権利を保障するための取組

- 2 市は、推進計画を策定しようとするときは、子どもを含めた状況にも意見を求め、その反映に努めます。

3 市は、推進計画を策定したときは、公表します。

### 第5章 奥州市子どもの権利推進委員会

#### (設置等)

第21条 前条に規定する推進計画について調査及び審議を行うため、奥州市子どもの権利推進委員会（以下「委員会」という。）を設置します。

2 委員会は、前条に定めるもののほか、この条項の推進に関し必要な事項について、市長に対し意見を述べることが出来ます。

#### (委員)

第22条 委員会は、委員は人選内をもって組織し、委員は、人権、福祉、教育等の子どもに関わる分野において学識経験を有する者、公募による若年及び中学生以上の子どもを含む市民のうちから市長が委嘱します。

2 委員の任期は、2年以内とし、再任を許しません。ただし、委員が欠けた場合の後任の委員の任期は、前任者の任期期間とします。

#### (会長)

第23条 委員会に会長を置き、委員の互選とします。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となります。

#### (会議)

第24条 委員会は、市長が招集します。

2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席しなければ開くことはできません。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによります。

### 第6章 委任

第25条 この条項の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

### 附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行します。



## 【参考】最新条例：松本市子どもの権利に関する条例

2019（平成31）年3月14日制定 4月1日施行

### 前文

わたしたちは、「すべての子どもにやさしいまち」を目標します。

- 1 どの子どもいのもち健康が守られ、本来もっている生きる力を高めながら、社会の一員として成長できるまち
- 2 どの子ども愛され、大切に育まれ、認められ、家庭や学校、地域などで安心して生きることができるまち
- 3 どの子ども松本の豊かな美しい自然と文化のなかで、のびのびと育つまち
- 4 どの子ども地域のつながりのなかで、遊び、学び、活動することができるとまち
- 5 どの子ども自由に学び、そのための情報が得られ、支援が受けられ、自分の考えや意見を表現でき、尊重されるまち
- 6 どの子どもいろいろなことに挑戦し、例え失敗しても再挑戦できるまち

子どもの権利は、子どもが成長するために欠くことのできない大切なものです。

日本は、世界の国々と子どもの権利に関して条約を結び、子どもがあらゆる差別を受けず、子どもにとって最もよいことは何かを第一に考え、安心して生き、思いや願いが尊重されるなど、子どもにとって大切な権利を保障することを約束しています。

子どもは、生まれながらにして、一人の人間として尊重されるべきがえのない存在です。子どもは、赤ちゃんのときから思いを表現し、生きる力をもっています。子どもは、障がい、国籍、性別などにこだわらず、また、貧困、病状、不登校などどんな困難な状況にあっても、尊厳ある存在として大切にされます。

子どもは、一人ひとりの違いを「自分らしさ」として認められ、虐待やいじめ、貧困などから守られ、いのちを育み健やかに成長していくことができます。また、子どもは、感じたこと、考えたことを自由に表現することができ、自分にかかわるさまざまな場に参加することができます。

子どもは、自分の権利が大切にされるなかで、他の人の権利も考え、自他のいのちを尊び、子どもどうし、子どもとおとなのいい人間関係を築くことができるようになります。

おとなは、子どもの思いを受けとめ、子どもの声に耳を傾け、子どもの成長と向き合います。おとなは、それぞれの役割と責任を自覚しながら、お互いに力を合わせ、子どもの育ちを支援します。そして、おとなも、家庭や学校、地域などで子どもと共に歩むことができるよう支援されます。

松本には、四季折々の豊かで美しい自然と子どもの育ちを支える地域のつながりがあり、ふるさと松本を愛する人たちがいます。そんな松本で、子どもの権利を保障し、すべての子どもにやさしいまちづくりを目標として、日本国憲法及び児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約など」といいます。）の理念をふまえ、ここに松本市子どもの権利に関する条例を制定します。

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、子どもの健全な育ちを支援し、子どもの権利を実現していくために、市やおとなの役割を明らかにするとともに、子どもにかかわるすべてのおとなが連携し、協働して、すべての子どもにやさしいまちづくりを進めることを目的とします。

#### （言葉の意味）

第2条 この条例で「子ども」とは、松本市に生んでいたり、学んでいたり、活動をしていたりする18歳未満の人をいいます。ただし、これらの人と等しく権利を認めることがふさわしい人も含みます。

3 この条例で「育ち学ぶ施設」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校その他の子どもが育ち、学び、活動するために利用する施設

をいいます。

- 3 この条例で「保護者」とは、親や児童福祉法に定める親類その他親に代わり子どもを養育する人をいいます。

#### (子育てと市の役割)

第3条 市は、子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じてその権利の保障に努めます。

- 2 保護者は、家庭が子どもの人格形成や健やかな成長の基盤となる大切な場であること、そして子育てに第一に責任を負うことを認識し、年齢や成長に応じた支援を行い、子どもの権利の保障に努めます。
- 3 育ち学ぶ施設や施設、管理者や職員（以下「育ち学ぶ施設関係者」といいます。）は、育ち学ぶ施設が子どもの健やかな成長にとって重要な役割を果たすことを認識し、子どもが主体的に考え、学び、活動することができるよう支援を行い、子どもの権利の保障に努めます。
- 4 市民は、地域が子どもの育つ大切な場であることを認識し、子どもの健やかな成長を支援するよう努め、子どもの権利の保障に努めます。
- 5 市、保護者、育ち学ぶ施設関係者、市民、事業者（以下「市など」といいます。）は、子どもにとって最も良いことは何かを第一に考え、お互いに連携、協働して子どもの育ちを支援します。
- 6 市は、国、県その他の地方公共団体などと協力して子どもに関する施策を実施するとともに、保護者、育ち学ぶ施設関係者、市民、事業者がその役割を果たせるよう必要な支援に努めます。

### 第二章 子どもにとって大切な権利と普及

#### (大切な権利)

第4条 子どもは、子どもの権利条約などに定められている権利が保障されます。市などは、子どもが成長していくため、他に及ぶ権利を大切にしていきます。

- (1) お父さんお母さんや自分が大切に思われる存在であることを実感でき、主体的に成長していくことができるよう支援されること。
  - (2) 平和や安全が確保されるなかで、あらゆる差別や虐待、いじめなどを受けずに安心して生きていくことができること。
  - (3) 自分の考えや意見が受けとめられ、年齢や成長に応じて尊重され、自分らしく生きていくことができること。
  - (4) 遊びや学びや活動をを通して仲間や人間関係づくりができ、また、適切な情報提供などの支援を受けて社会に参加することができること。
- 2 子どもは、自分の権利が尊重されるのと同じように、他人の権利を尊重します。

#### (子どもの権利の普及と学習への支援)

第5条 市は、子どもの権利について、子どもにもわかりやすくその普及に努めます。

- 2 市は、育ち学ぶ施設や家庭、地域などにおいて、子どもが権利を学び、自分と他人の権利を尊重し合うことができるよう、必要な支援に努めます。
- 3 市は、育ち学ぶ施設関係者その他子どもにかかわる仕事や事業をするうえで関係のある人に対して、子どもの権利についての理解を深めることができるよう、研修の機会の提供などに努めます。
- 4 市は、市民が子どもの権利について学び、理解することができるよう必要な支援に努めます。

#### (子どもの権利の日)

第6条 市は、子どもの権利について、子どもをはじめ市民の関心を高めるため、松本子どもの権利の日（以下「権利の日」といいます。）を設けます。

- 2 権利の日は、11月20日とします。
- 3 市は、権利の日にあわしい事業を市民と連携し、協働して実施します。

### 第3章 子どもの生活の場での権利の保障と子ども支援者の支援

#### (子どもの安心と安全)

第7条 子どもは、あらゆる差別や虐待、いじめなどを受けることなく、いのちが守られ、平等で安全な環境のもとで、安心して生きる権利が尊重されます。

2 市などは、子どもの思いを受け止め、相談に応じて、これにこたえ、子どもが安心できる生活環境を守るように努めます。

3 市などは、虐待し、協働して差別や虐待、いじめなどの早期発見、適切な対応、回復のための支援に努めます。

#### (家庭における権利の保障と支援)

第8条 保護者は、家庭において安心して子育てをし、子どもの権利を保障していくために必要な支援を受けることができます。

2 市は、保護者がその役割を認識し、安心して子育てをすることができるよう必要な支援に努めます。

3 育ち学ぶ施設関係者や市民は、保護者が家庭において安心して子育てができるようお互いに連携、協働して支援するよう努めます。

#### (育ち学ぶ施設における権利の保障と支援)

第9条 育ち学ぶ施設関係者は、育ち学ぶ施設において子どもの権利を保障していくために必要な支援を受けることができます。

2 市、育ち学ぶ施設の管理者や役員等は、その役割を認識し、施設の職員が適切な子ども支援ができるよう必要な支援に努めます。

3 育ち学ぶ施設の教員や学童等は、保護者や市民に対し、育ち学ぶ施設の運営などの情報提供を行い、お互いに連携、協働して施設を運営するよう努めます。

#### (地域における権利の保障と支援)

第10条 市民は、地域において子どもの権利を保障していくために必要な支援を受けることができます。

2 市民、事業者、市は、その役割を認識し、地域において、子どもを見守り、子どもが安全に安心して過ごすことができる地域づくりに努めます。

3 市は、市民が子どもの権利を保障するための活動に対して必要な支援に努めます。

### 第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進

#### (意見表明や参加の促進)

第11条 市は、子どもが育ち学ぶ施設や社会の一員として自分の考えや意見を表明し、参加する機会やしきみを提供するよう努めます。

2 市は、子どもが参加する施設の運営や運営者には子どもにかかわることがらを検討するときなどは、子どもが考えや意見を自由に表明したり、参加したりすることができるよう必要な支援に努めます。

3 育ち学ぶ施設関係者や市民は、子どもが施設の運営または地域での活動などについて考えや意見を表明し、参加できるよう機会の提供に努めるとともに、子どもの視点を大切にした主体的な活動を支援します。

4 市などは、子どもの意見表明や参加を促進するため、子どもの考えや意見を尊重するとともに子どもの主体的な活動を支援するよう努めます。

#### (情報の提供)

第12条 市や育ち学ぶ施設関係者は、子どもの意見表明や参加の促進を図るため、市の子ども施策や育ち学ぶ施設の取組みなどについて、子どもが理解を深められるよう子どもの視点に立った分かりやすい情報の提供に努めます。



#### (子どもの居場所)

第13条 市などは、子どもが安心して過ごし、遊び、学び、活動したり文化にふれたりしていくために必要な居場所づくりの推進に努めます。

#### (環境の保護)

第14条 市などは、豊かで美しい自然が子どもの育ちを支えるために大切であることを認識し、子どもと共にその環境を守り育てよう努めます。

2 市などは、災害から子どもを守るために、日頃から防災や減災に努めるとともに、子どもが自分を守る力を付けることができるよう支援します。

### 第5章 子どもの相談・救済

#### (相談と救済)

第15条 子どもは、差別や虐待、いじめその他の権利侵害を受けたとき、または受けそうな状況に置かれたとき、その子ども自身が必要としている相談や救済を受けることができます。

2 市は、子どもの権利の侵害に関する相談や救済について、関係機関等と相互に連携し、協働するとともに、子どもとその権利の侵害の特性に配慮した対応に努めます。

#### (子どもの権利保護委員)

第16条 市は、子どもの権利侵害に対して、速やかで効果的な救済に取り組み、回復を支援するために、本市に子どもの権利保護委員（以下「保護委員」といいます。）を置きます。

2 保護委員の定数は、3人以内とします。

3 保護委員は、子どもの権利に関し、理解や優れた見識がある人のうちから、市長が委嘱します。

4 保護委員の任期は、2年とします。なお、補欠の保護委員の任期は、前任者の残りの任期とします。ただし、再任を招けるものではありません。

5 市は、保護委員の職務を補佐するため、調査員を置きます。

#### (保護委員の職務)

第17条 保護委員の職務は、次のとおりとします。

- (1) 子どもの権利の侵害に関する相談に応じて、その子どもの救済や回復のために、助言や支援を行うこと。
- (2) 子どもの権利の侵害にかかわる救済の中立を受け、または必要があるときには自らの判断で、子どもの救済や回復に向けて調査、調整、報告・是正要請、意見表明を行うこと。
- (3) 前号の報告・是正要請や意見表明を受けてとられた措置の報告を求めること。

#### (公表)

第18条 保護委員は、必要と認めるときは、報告・是正要請、意見表明、調整の報告を公表することができます。

2 保護委員は、毎年その活動状況などを市長に報告するとともに、広く市民にも公表します。

#### (尊重と連携)

第19条 市の機関は、保護委員の独立性を尊重し、その活動を積極的に支援します。

2 保護者、育ち学ぶ施設関係者や市民は、保護委員の活動に協力するよう努めます。

3 保護委員は、子どもの権利侵害について、子どもの救済や回復のために関係機関や関係者と連携し、協働します。

(報告などの事項)

第20条 報告・意見書時や意見表明を受けたものは、これを尊重し、必要な措置をとるよう努めます。

#### 第4章 子ども施策の推進と検証

(施策の推進)

第21条 市は、子どもにやさしいまちづくりを推進するため、子どもの権利を尊重した施策を推進します。

2 市は、施策を推進するために必要な行政体制を整備します。

(推進計画)

第22条 市は、施策を推進するにあたり、子どもの状況を把握し、我が国を共通にし、市などが連携、協働できるように子どもに関する資料をまとめ、検証するとともに、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを総合的にそして継続的に推進するため、子どもの権利に関する推進計画(以下「推進計画」といいます。)をつくります。

2 市は、推進計画をつくる際には、子どもをはじめ市民や、第23条に定める松本市子どもにやさしいまちづくり委員会の意見を聴きます。

3 市は、推進計画及びその進捗状況について、広く市民に公表します。

(子どもにやさしいまちづくり委員会)

第23条 市は、子どもにやさしいまちづくりを総合的にそして継続的に推進するとともに、この条例による施策の実施状況を検証するため、松本市子どもにやさしいまちづくり委員会(以下「委員会」といいます。)を置きます。

2 委員会の委員は、10人以内とします。

3 委員は、人権、健康、福祉、教育などの子どもの権利にかかわる分野において学識のある者や市民のなかから市民が推薦します。

4 委員の任期は2年とします。なお、補欠の委員の任期は、前任者の残りの任期とします。ただし、再任を妨げるものではありません。

(委員会の組織)

第24条 委員会は、市長の諮問を受けて、または委員会の判断で、次のことについて調査や審議を行います。

- (1) 推進計画に関すること。
- (2) 子どもに関する施策の実施状況に関すること。
- (3) その他子どもにやさしいまちづくりの推進に関すること。

2 委員会は、調査や審議を行うにあたって、必要に応じて子どもをはじめ市民から意見を求めることができます。

(報告などの事項)

第25条 委員会は、調査や審議の結果を市長その他の執行機関に報告し、提言します。

2 市長その他の執行機関は、委員会からの報告や提言を尊重し、必要な措置をとります。

#### 第7章 雑則

(雑則)

第26条 この条例で定めるもののほか必要なことがらは、市長が別に定めます。